

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条の2の7中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第14条の7中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第17条の2第1項中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同条第2項中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、平成26年度分以後の保険料について適用し、平成25年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説 明

後期高齢者支援金等賦課額等の賦課限度額及び保険料を減額する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

〕 傍線は削除
〔 太字は改正

大阪市国民健康保険条例（抄）

（後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額）

第14条の2の7 第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額（混合世帯の場合には、これらの規定による後期高齢者支援金等賦課額の合算額。以下同じ。）は、 $\frac{140,000}{160,000}$

円を超えることができない。

円

（介護納付金賦課額の賦課限度額）

第14条の7 介護納付金賦課額は、 $\frac{120,000}{140,000}$ 円を超えることができない。

（保険料の減額）

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した地方税法第703条の5の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の算定についても同様とする。）、地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に245,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 350,000円 を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2 **450,000円**

第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

3 省 略